

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 9 日報告

四万十町長 中尾 博憲

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.53)	— (18.53)	8.6 (25.0)	22.6 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示している。
- 2 下段（ ）は早期健全化基準における比率。

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 7 年 9 月 9 日報告

四万十町長 中尾 博憲

平成 2 6 年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。